

平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。）、体内植込型医療用データ伝送用のもの（体外無線制御設備に限る。）、ミリ波画像伝送用のもの、ミリ波データ伝送用のもの及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</p> <p>4～8 （略）</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><b>（削除）</b></p> <p><b>（削除）</b></p> <p><b>（削除）</b></p>	<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の<b>用途</b>、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。）、体内植込型医療用データ伝送用のもの（体外無線制御設備に限る。）、ミリ波画像伝送用のもの、ミリ波データ伝送用のもの及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</p> <p>4～8 （略）</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <b>無線設備規則第四十九条の六の二に規定する時分割多元接続方式</b> <b>携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</b></p> <p>4 <b>無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式</b></p>

3|  
5|  
10| (略)

11| 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する直交周波数分割多元  
接続方式広域移動無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備を  
使用する端末設備

12| (略)

式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する端末設備

5|  
12| (略)

13| 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する直交周波数分割多元  
接続方式広域移動無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備(送  
信バースト長が五ミリ秒のものに限る。)を使用する端末設備

14| (略)